

課程博士の学位論文審査に関する数理物質科学研究科の申し合わせ

(平成 16 年 6 月 11 日 数理物質科学研究科運営委員会決定)

(平成 16 年 9 月 10 日 数理物質科学研究科運営委員会改正)

1. 内規第 6 項にある論文審査委員会及び課程博士学位論文の予備審査に関する数理物質科学研究科の申し合わせ第(3)項の予備審査委員会の主査及び副査について、当研究科所属の論文審査委員のうち、少なくとも一人は、論文審査委員会及び予備審査委員会解散後引き続き 1 年以上にわたって当研究科の構成員の研究指導担当教員を予定されている者とする。
2. 各当該専攻は学位審査論文公開発表会を学位論文受理の日以降論文審査委員会の合否決定以前に開かねばならない。
3. 内規第 4 項にある学位論文の受付について、受け付け時に提出する学位論文は簡易製本 (A4 版のファイルに表紙と背表紙を付け、内表紙も付ける) のものでも良い。ただし、論文審査委員会において合格と認められた時には、最終認定を行う研究科運営委員会開催日の前日までに、内規第 4 項(2)に定める様式で製本された学位論文を提出しなければならない。
4. この申し合わせ事項について、研究科構成員より、変更又は追加の申し出があったときは、研究科運営委員会で審議し、変更又は追加の是非を決定する。

附 記

この申し合わせは、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。